

新旧対照表

浦安市エンゼルヘルプサービス事業の実施に関する規則（平成11年規則第62号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p><b>第10条 省 略</b></p> <p><u>2 前項の規定に関わらず、多胎児（1回の多胎妊娠により出産した2人以上の児童であつて、小学校就学の始期に達するまでのもの）のいる世帯についての手数料は、浦安市手数料条例第5条第1項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額する。</u></p> <p><u>(1) 多胎児が3歳未満の場合 4分の3を乗じた額</u></p> <p><u>(2) 多胎児が3歳以上の場合 2分の1を乗じた額</u></p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和3年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の浦安市エンゼルヘルプサービス事業の実施に関する規則の規定は、施行日以後の利用に係る手数料について適用し、施行日前の利用に係る手数料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第10条 同 左</b></p>